

鴻巣市保育業務支援システム更新業務
企画提案実施要領

令和8年4月
鴻巣市 こども未来部 保育課

「鴻巣市保育業務支援システム更新業務」企画提案実施要領

1 趣旨

(1) 鴻巣市の現状

現行の保育業務支援システムは導入から5年を経過し、さらに1年間の延長期間を経て、更新時期を迎える。

本システム導入以降、児童の出欠連絡や保護者との連絡帳のやりとりなどの保育業務の効率化や保護者の利便性の向上については一定の成果は認められたものの、不具合時の対応や障害時の切り分けなどの課題もあったため、これらを解決したうえで、さらに効率化や利便性の向上を図る。

(2) 保育業務支援システム更新業務の目的

本市では、現在公立保育所へ導入している保育業務支援システムの契約期間満了を迎える。システム更新に伴い、保護者の利便性をさらに向上させるとともに、保育士の負担軽減を図り、保育の質の向上を図ることを目的とする。

(3) 保育業務支援システム更新業務に求めるポリシー

- ア 正確性の向上等、事務の効率化が図れること
- イ 法改正等への迅速な対応が行えるものであること
- ウ 高い安全性と信頼性及び十分な耐久性を有し、維持管理が容易であること
- エ 高い自由度と利便性を備えたものであること
- オ 鴻巣市情報セキュリティポリシーを遵守し、セキュリティ対策が講じられること
- カ システムのライフサイクルコストの削減が図られること

2 業務概要

(1) 業務名

「鴻巣市保育業務支援システム更新業務」

(2) 履行期間

委託期間は契約の日から令和13年10月31日までを予定

(3) 業務の仕様・範囲

別添「鴻巣市保育業務システム更新業務調達仕様書」のとおり

(4) 導入スケジュール

令和8年11月1日 稼動開始予定

※なお、詳細な稼動時期については、別途協議を行う。

(5) 業務に係る予算額

総額 40,572千円（税込み）

（5年間の保守費用・システム使用料・賃借料・諸経費含）

(6) 支払方法

本業務の支払方法に関しては、本市と選定された契約候補者で協議のうえ、決定することとする。

3 提案概要

(1) 事務局

鴻巣市 こども未来部 保育課
〒365-8601 埼玉県鴻巣市中央1番1号
電話：048-541-1321
FAX：048-542-9818
E-mail：hoiku@city.kounosu.saitama.jp

(2) 選定スケジュール

ア 参加申込

参加申込書（様式1）及び下記に示す提出物については、提出期限までに提出すること。郵送も可とするが提出期限を必着とする。

なお、参加申込書等の提出期限までに、本市の「指名競争入札参加資格名簿」に未登録の場合、別途提出書類を指示するので、事務局へ問い合わせをすること。

提出期限：令和8年5月8日（金）

様式	提出物	部数（紙）	部数（CD-R）
別紙1	参加申込書	1部	1部
別紙2	技術資料		
様式2	会社概要		
様式3	実績一覧		

イ 質疑応答

本プロポーザルに関する事で質問がある場合は、以下により質問書を提出すること。

なお、提出期限までに到着しなかった質問及び口頭による質問には、いかなる場合であっても回答しない。

(ア) 提出期限： 令和8年4月24日（金） 17時

(イ) 提出先

本実施要領「3(1)事務局」宛とする。

(ロ) 提出方法

E-mailにより質問書（別紙3）を本市に提出し、メール件名は、以下のとおりとすること。なお、送信確認として電話連絡すること。

メール件名：【会社名】鴻巣市保育業務支援システム更新業務（質問書）

(ハ) 質問書の回答

提出された質問書の回答については、鴻巣市ホームページ上にて公表する。

また、質問者にはホームページに掲載したものと同様の回答書をE-mailにより送付する。なお、質問者名は公表しない。

(オ) 回答期日：令和8年5月1日（金）

ウ 提案者の選定

提出書類をもとに、次の項目を評価し提案者を選定する。

評価項目	評価の視点	指標
業務遂行能力	業務遂行体制は妥当か	企業の技術者数等
技術力	当該業務を遂行するために必要な知識及び経験を有しているか	同種又は類似業務の実績等
専任制	当該業務に専念できる時間が十分あるか	手持ち業務量等

※企業技術者数については、基本的情報技術者(FE)、応用的情報技術者(AP)を保有していること。

選定結果は、令和8年5月12日（火）以降、郵送及び電子メールにて通知する。

エ 提案書提出

提出期日：令和8年5月29日（金）

提出書類の詳細については、本実施要領「3(4)提出書類の提出方法等」参照のこと。

※詳細な日時及び場所は、プロポーザル参加者確定後、別途通知する。

オ 選考

【プレゼンテーション及びデモンストレーション】

日時：令和8年6月15日（月）

令和8年6月16日（火）

※日時は、プロポーザル参加者確定後、別途通知する。その際に併せて「デモンストレーション手順書」を配布する。

場所：鴻巣市役所 402会議室

カ 最終審査決定通知

令和8年6月末予定

(3) 参加資格要件

本企画提案に参加できる者は、以下の全ての条件を満たす者とする。

なお、契約締結までに参加資格を有しなくなった場合は、その時点で参加資格を失うものとする。

- ア 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定のいずれにも該当していないこと。
- イ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更正手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- ウ 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続き開始の申し立てがなされている者でないこと。
- エ 契約締結までの間に、鴻巣市建設工事等の契約に係る入札参加停止等の設置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていないこと。
- オ 租税を完納していること。
- カ 埼玉県内又は隣接都県等にシステムサポートができるサービス拠点を有し、概ね2時間以内に本市に到着できること。
- キ 本業務に関する十分な実績と能力を有していること。
- ク プライバシーマーク又はI SMS認証など電子自治体構築に関連する認証を取得していること。
- ケ 自己又は自社の役員等が、次の各号のいずれにも該当する者でないこと、及び次の②～⑦までに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ① 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - ② 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ③ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - ④ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - ⑤ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - ⑥ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - ⑦ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

(4) 提出書類の提出方法等

- ア 提出期日：令和8年5月29日（金）

提案者として選定されたものに対して、詳細な受付時間については別途通知する。
- イ 提出場所：鴻巣市役所 保育課

ウ 提出部数

様式	提出物	部数（紙）	部数（CD-R）
任意	企画提案書	正本 1 部、副本 9 部	1 部
別紙	機能要件書	正本 1 部、副本 9 部	
様式 6	提案誓約書	正本 1 部	不要
様式 7	委任状	正本 1 部	
様式 9	費用見積書	正本 1 部	
様式 10	機密保持誓約書	正本 1 部	
様式 11	第三者賃貸方式による貸付能力等証明書	正本 1 部	

※ 様式 9 の合計金額と同額になるように貴社指定の見積書を提出すること。

※ 様式 11 「第三者賃貸方式による貸付能力等証明書」については、リース料に係る経費を第三者であるリース業者等が請求する場合に提出すること。

エ 提出方法：持参に限る。（郵送その他の手段によるものは不可とする。）

オ 提出書類に関する質問：

提出された書類の内容について、本市より問い合わせを行う場合がある。問い合わせを受けた場合には、速やかに回答すること。

カ 虚偽の記載があった場合は失格とする。

(5) 提出書類に関する注意事項

ア 提出期限を過ぎた企画提案書は受け付けない。

イ 公共交通機関のダイヤの乱れにより、提出期限を過ぎたものは、遅延が提案事業者の瑕疵に因るものではなく、且つ公共交通機関が発行する遅延証明書が添付された場合にのみ受け付けることとする。

4 選定について

「鴻巣市保育業務支援システム更新業務」受託事業者選定にあたっては、「鴻巣市保育業務支援システム更新業務プロポーザル審査委員会」において提案された企画を公平かつ客観的に評価し、最も優れた提案を行った者を優先交渉事業者として選定する。

(1) 書類審査の実施

参加表明に関する提出書類の内容について「鴻巣市保育業務支援システム更新業務プロポーザル審査委員会」事務局による書類審査を実施する。書類審査により選定された者をプレゼンテーション及びデモンストレーションを行う事業者とする。

(2) プレゼンテーション及びデモンストレーションの実施

プレゼンテーション及びデモンストレーションについて以下のとおり実施する。
プレゼンテーション30分、デモンストレーション20分、質疑応答30分の時間配分を目安とすること

ア 日時

- ・詳細な日時、場所は、後日詳細を通知する。

イ 実施内容

- ・デモンストレーションの手順書を配布するので、手順書に沿ってデモンストレーションを行うこと。

ウ 注意事項

- ・プレゼンテーション、デモンストレーション及び質疑応答の提案事業者側の出席者は4名以内とする。
- ・プレゼンテーションは、本業務受託決定後のプロジェクトマネージャーが行うこと。
- ・パソコン、プロジェクターの機材は本市で用意しないため、提案事業者が用意し、セッティングすること。なお、スクリーンは本市で1面のみ用意することができるので、必要な場合は、事前に事務局へ連絡すること。
- ・機器を持ち込む場合には、準備時間及び片付時間に留意し、機器のセッティング及び撤収を行うこと。
- ・デモンストレーションの内容は録画する場合がある。

(3) 評価について

提案の評価については、別添「評価基準書」に基づき、提出された企画提案書等の審査を行い、その提案内容の詳細を確認し、最も優れた提案を行った事業者から順に優先交渉の相手方としての順位付けを行う。

(4) 契約等について

本市にて最終的に選考された優先交渉事業者においては、全ての提案内容とシステム機能の確認を行い、本市の承認を得ることとする。このとき、企画提案書等に虚偽の記載が判明した場合には、契約の締結は行わず、次点提案事業者と機能の再確認を行うこととする。

契約金額は、優先交渉事業者から提出された費用見積書の額を超えないこととする。

また、この契約締結に向けた協議の中で契約を辞退した場合は、システム稼働開始に間に合わない等のリスクが発生するため、辞退に対するペナルティ及び損害に応じた補償が発生することになるため注意すること。

なお、その場合は次点の事業者を優先交渉事業者として、契約に向けた手続きを行う。

(5) その他

優先交渉事業者は、契約締結後速やかに受託業務を実施すること。

5 選定結果の通知について

- (1) 選定結果については、優先交渉事業者が決定次第書面で通知する。
- (2) 不採用の通知を受けた事業者は、通知を受けた日から起算して7日以内に、書面により、本市に対して理由の説明を求めることができる。

6 提案にあたっての留意事項

- (1) 参加申込書提出後、辞退を希望する場合は、速やかに参加辞退届（様式8）を提出すること。また、その際には、市から配布した仕様書等一式を返却すること。
- (2) 提出済みの内容を変更する場合は、事前に市に届け出るものとする。その場合には従前の内容と同等以上と認められる場合に限り変更を認める。ただし、費用見積書の変更、差し替え又は再提出は認めない。
- (3) 提出書類については原則、外部へ公表はしない。ただし、本市が必要と認める用途については、全部又は一部を無償で使用できるものとする。
- (4) 説明会、提出物の作成・提出、選考会の参加等一切の経費は、企画提案者の負担とする。また、提出書類等は返却しない。
- (5) 本市から提示した本業務に関する資料を、本業務企画提案以外の目的での使用及び第三者への開示・漏洩することを禁止する。
- (6) 審査等に対して、異議申し立てはできないこととし、選考方法、選考内容についての問い合わせにも、原則として応じないこととする。
- (7) 企画提案書に記載した本業務に携わる従事者等は、病休、死亡及び退職等の特別な場合を除き、変更できないものとする。
- (8) 次のいずれかに該当する場合は、無効とする。

- ア 実施要領等に示した参加に必要な資格を有しない者が行った提案
- イ 参加者の記名及び押印を欠く場合
- ウ 全ての提出書類のうち、いずれかに虚偽の記載を行った場合
- エ 2通以上の提案を行った場合
- オ 選考開始から受託事業者と契約を締結するまでに、鴻巣市職員及び公職にある者と不当な接触を行った場合